

兵庫県と県内すべての市町は連携し、個人住民税の特別徴収を推進しています

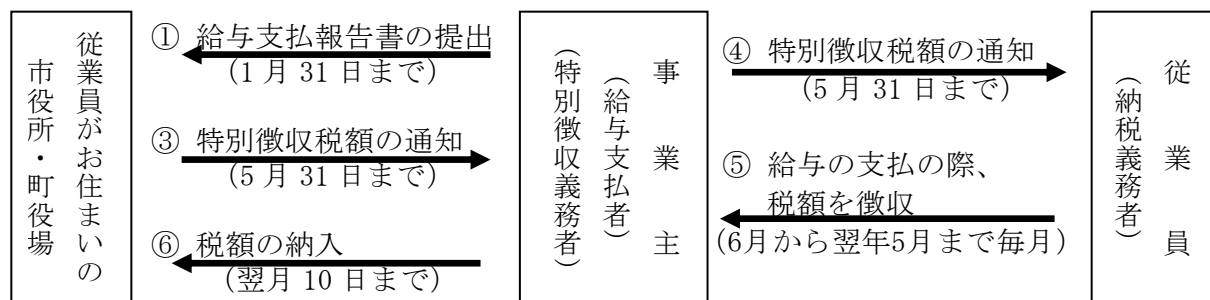
個人住民税の特別徴収義務に関するお知らせ

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わり市町に納めることが法律で義務付けられています。

特別徴収（給与天引き）は従業員の負担が少なくなる便利な制度であり、手続きも簡単ですので、事業主の皆様には特別徴収をお願いします。

特別徴収の方法による納税のしくみ

② 税額の計算



※給与支払報告書はe L T A X（エルタックス）によりパソコンから電子で提出できます。

e L T A X（エルタックス）に関する情報はこちらのホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp>

（納期の特例）

従業員が常時10人未満（臨時、パートを含む。）の場合は、市町長の承認を受け、納期を年2回にできます。

6月分～11月分 → 12月10日までにまとめて納入

12月分～翌年5月分 → 6月10日までにまとめて納入

兵庫県・宝塚市

<お問合せ先>宝塚市役所 市民税課 TEL0797-77-2057（直通）